

○ 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（適用事業の範囲） 第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。</p> <p>一 （略） 二 鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業 三 三十七 （略）</p> <p>第五十五条の二 この章の規定は、<u>鉱山保安法</u>第二条第二項及び第<u>四</u>項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については、これを適用しない。</p>	<p>（適用事業の範囲） 第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。</p> <p>一 （略） 二 鉱業、<u>砂</u>鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業 三 三十七 （略）</p> <p>第五十五条の二 この章の規定は、<u>鉱山保安法</u>第二条第三項及び第<u>五</u>項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については、これを適用しない。</p>